

令和7年度(2025年度)食品ロス削減アクション 四つ葉のクローバー運動

フードドライブ支援事業「フードドライブ2025」実施要項

1 目的

県内事業所に参加を呼びかけ、従業員の家庭に眠っている食品を持ち寄り、支援団体等を通じて必要な方に活用いただくフードドライブ活動を行い食品の有効活用を図ることで、食品ロス削減に取り組むとともに、県民運動の機運を醸成する。

※「フードドライブ」とは

家庭に眠っている食べ物を学校や職場などに持ち寄り、それらをまとめて必要とする支援団体等に寄付する活動。県の進める【食品ロス削減アクション】四つ葉のクローバー運動のうちの1つ。

2 主催

熊本県、八代市、玉名市、山鹿市、上天草市、御船町

3 共催

生活協同組合くまもと

4 協力

熊本県ひとり親家庭福祉協議会、八代市社会福祉協議会、フードバンク玉名、山鹿市社会福祉協議会、山鹿こども食堂百華、上天草市社会福祉協議会、御船町社会福祉協議会

5 実施日程

(1)食品受付日時(事業所の持参する日)

令和7年(2025年)9月8日(月)～10日(水) 午前11時～午後3時

(2)食品配布日時(支援団体等が受け取る日)

令和7年(2025年)9月11日(木)～12日(金) 午前11時～午後3時

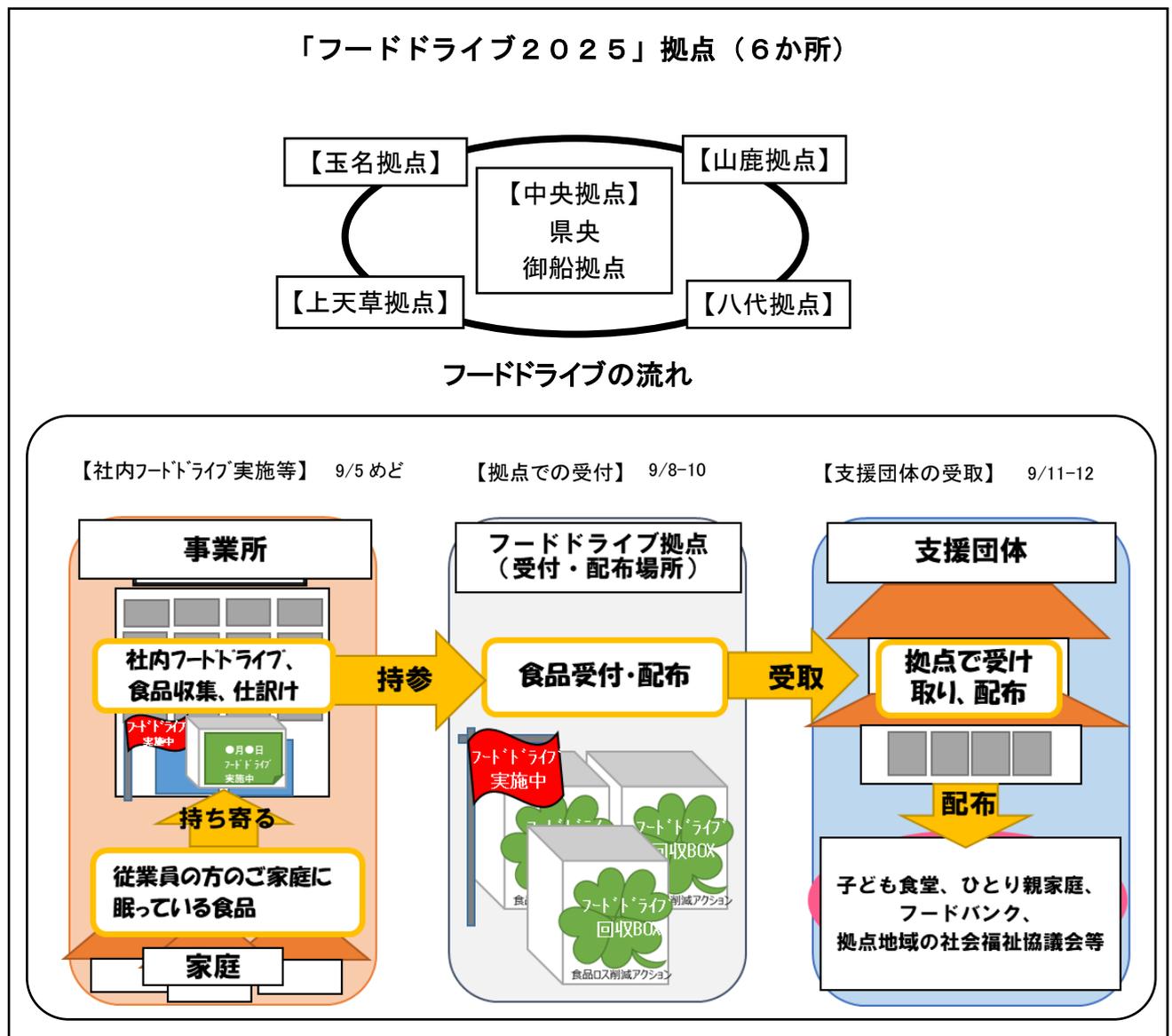
(3)食品受付・配布場所(フードドライブ拠点)

	拠点運営自治体等	名称(住所)	支援団体 (順不同)
中央	熊本県生活協同組合くまもと	生協くまもと コープ春日 (熊本市西区春日7-27-60)	NPO 法人熊本県地域こども食堂支援センター TSUDOU・NET 一般社団法人熊本県こども食堂ネットワーク 熊本県こども食堂応援ネット
	御船町	御船町観光交流センター 交流ギャラリー(御船町恐竜博物館内:1階) (上益城郡御船町大字御船995-6)	(福)御船町社会福祉協議会
八代	八代市	エコエイトやつしろ 循環社会推進課 (八代市港町299)	(福)八代市社会福祉協議会 熊本県ひとり親家庭福祉協議会(県南拠点)
玉名	玉名市	玉名市役所(本庁) (玉名市岩崎163)	フードバンク玉名
山鹿	山鹿市	山鹿市環境センター (山鹿市石416番地)	(福)山鹿市社会福祉協議会 山鹿こども食堂百華
上天草	上天草市	上天草市役所 大矢野庁舎 書庫棟1階会議室 (上天草市大矢野町上1514番地)	(福)上天草市社会福祉協議会

6 内容(流れ)

- (1) 県は参加事業所を募集する。参加を希望する事業所は、県ホームページで事業説明資料等を確認した上で、熊本県電子申請システムで申し込む。
- (2) 県は、事業所を各拠点に割り振り、エントリー一覧を作成、共有する。
- (3) 参加事業所は、食品受付日までに社内フードドライブを実施し、集まった食品を確認、受付票を作成する。
- (4) 参加事業所は、食品受付日時に受付票と食品を指定された拠点へ持ち込む。
- (5) 拠点運営自治体等は、食品と受付票を受け取り、内容及び重量を確認の上受付を行う。
- (6) 拠点運営自治体等は、受付票一覧を作成、共有し、食品の配布準備をする。
- (7) 支援団体は、配布日時内に拠点運営自治体等から配布された食品を受け取り、必要な人に配布し、拠点運営自治体等を通じて県に配布を報告する。
- (8) 県は、受付票等のデータをもとに、県ホームページ等で実施結果を報告する。

(イメージ図)



7 参加事業所募集

(1) 募集期間

令和7年(2025年)7月7日(月)～8月29日(金)

(2) 応募条件

県内に所在する食品ロス削減に取り組む事業所で、社内フードドライブを実施し、受付日時に指定されたフードドライブ拠点に食品を持参することができる事業所。

なお、本店、支店問わず、フードドライブ実施単位で申し込むこと。

(3) 応募方法

参加を希望する事業所は、県ホームページで事業説明資料、手順書等を確認した上で、熊本県電子申請システムで申し込むこと。

(4) 拠点の割り振り

県は、事業所の意見を徴した上で事業所を各拠点に割り振り、エントリー一覧を作成し、拠点運営自治体等と共有する。

8 受付できる食品

受付できる食品については、別表のとおりとする。

9 参加事業所の社内フードドライブ実施及び拠点持込

(1) 令和7年(2025年)9月8日(月)から10日(水)にフードドライブ拠点に食品を持ち込めるように社内の収集日を決定する。

(2) 収集日に向けて、社内でフードドライブ実施の告知、食品収集場所、収集可能・不可な食品の種類、配布先等を周知し、参加者は各家庭で点検等の準備をする。

(3) 収集日までに、食品回収箱、長机・椅子、計量器、筆記用具等を準備し、社内フードドライブを実施する。

(4) 集まった食品の種類、個数、重さ、賞味期限等を確認し、受付できる食品のみを別添様式「受付票」に記入する。

(5) 食品受付日時に受付票と食品を指定された拠点へ持ち込む。

10 拠点での食品受付

(1) 拠点運営自治体等は、県から共有のあったエントリー一覧を確認する。支援団体と協議しながら適宜質疑や食品ロス削減普及啓発等への対応を行う。

(2) 拠点運営自治体等は、食品受付日時に事業所が持参した食品と受付票を受け取り、内容及び重量を確認し、受付を行い、受領書を渡す。

(3) 重量未記載の場合は、各拠点で重量を計測する。

(4) 拠点運営自治体等は、受付票一覧を作成し、県と共有する。

(5) 支援団体と協議の上、食品を配布し、支援団体から配布報告(写真)を受け、県に報告する。

11 支援団体の食品受取

(1) 拠点運営自治体等は、配布日時内に、支援団体に食品を配布する。

(2) 食品を受け取った支援団体は、必要な人等に食品を配布する。

(3) 支援団体は、各拠点運営自治体等を通じて、配布活動の様子がわかる写真を県に提供する。

12 報告

県は、各拠点に提出された参加事業所の受付票データ、支援団体等から提供された写真により、県ホームページ等で結果を公表する。

別表

受付できる食品：

- ・常温で保存可能、賞味期限が残2ヶ月以上（原則2025年11月10日以降）
但し、賞味期限の表示を省略できる食品（消費者庁：食品表示基準）、精米年月日が1年以内の米を除く
 - ・未開封外装破損なし
 - ・商品説明が日本語表記のもの
- （例） 米（精米しているもので、精米年月日が1年以内のもの）、調味料（期限記載のない砂糖、食塩、うま味調味料等）、缶詰、レトルト食品、インスタント食品、お菓子、飲料、乾物、粉類等

受付できない食品：

- ・アルコール類（みりん、料理酒は除く）
- ・肉・魚・生野菜等の生鮮食品、冷蔵食品、冷凍食品など温度管理が必要なもの
- ・賞味期限の記載がないもの（表示を省略できるもの、精米年月日1年以内の米を除く）
- ・賞味期限が2ヶ月未満のもの
- ・外装が破れているもの
- ・商品説明が日本語表記ではないもの